

(仮称) 第 3 次都心まちづくり計画検討会  
＜第一部会＞居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり検討部会  
設置要綱

(名称)

第 1 条 この会は、「＜第一部会＞居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり検討部会」(以下「検討部会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 検討部会は、札幌市が「(仮称) 第 3 次都心まちづくり計画」を策定するにあたり、居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた検討を行うとともに、意見聴取、意見交換を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 検討部会の委員は、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 検討部会にオブザーバーを置くことができる。

3 委員は、やむを得ない事情により、検討部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(部会長)

第 5 条 検討部会に部会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、検討部会の議長となり、会務を総括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(検討部会)

第 6 条 検討部会は、必要の都度市長が招集する。

(謝礼)

第 7 条 検討部会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、まちづくり政策局都心まちづくり推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討部会の運営に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が定める。

附則

この要綱は令和6年7月18日から施行する。